

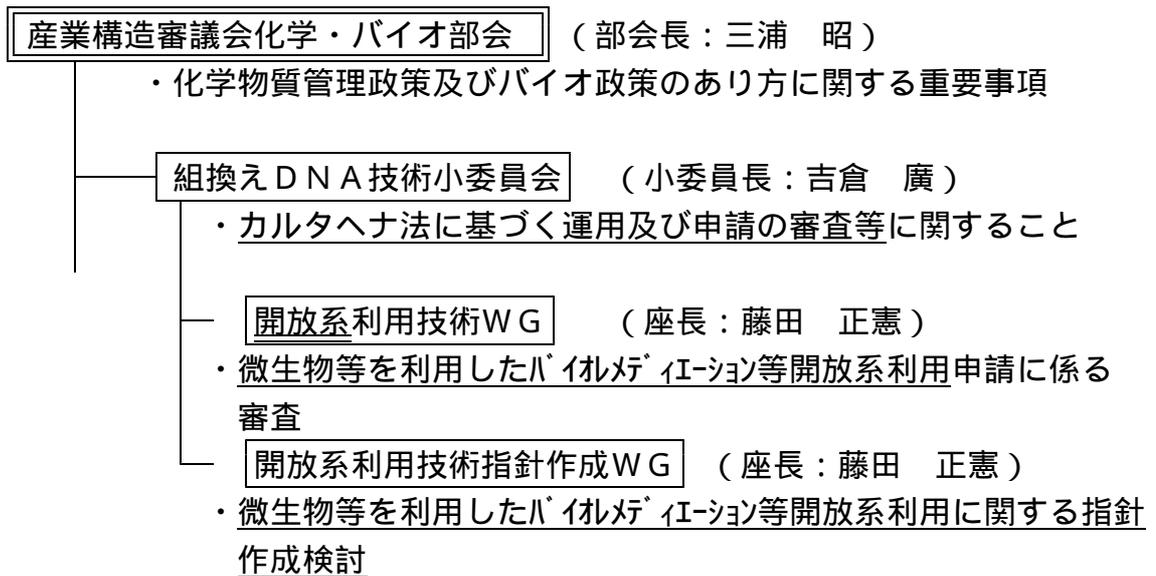
産業構造審議会 化学・バイオ部会 組換えDNA技術小委員会  
開放系利用技術指針作成WGの設置趣旨について

平成16年2月  
生物化学産業課

(平成16年2月18日、第14回組換えDNA技術小委員会において、産業構造審議会運営規定第15条第1項に基づき議決)

1. 昭和61年、組換えDNA技術の成果を閉鎖系において工業生産に用いる場合の安全確保対策として、組換えDNA技術工業化指針が策定され、また、平成10年には、閉鎖系利用の他に、開放系利用を指針の対象に加え、非組換え微生物等についても、「当分の間、本指針を準用する」こととされた。
2. 微生物等を利用したバイオレメディエーション等の開放系使用等については、近年の土壤汚染等に対する環境浄化技術として、そのニーズは高まっており、今後ともその利用拡大が期待されるとともに、その安全性確保対策が求められている。
3. こうした中で、我が国は、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」を締結するため、昨年6月、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、カルタヘナ法）」を制定し、本年2月19日に議定書が我が国について発効するとともにカルタヘナ法が全面施行されることとなる。  
カルタヘナ法第4条第2項に基づき「遺伝子組換え生物の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領（告示）（以下、実施要領）」が制定され、開放系における組換え微生物等利用のバイオレメディエーション等については、今後、実施要領に基づき行われることとなっている。
4. また、非組換え微生物等を利用したバイオレメディエーションに関しては、経済産業省と環境省に並立して存在する安全性に係る指針につき、一元化を含めた適切な制度の検討を行う必要が指摘されているところである。
5. 以上のことから、非組換え微生物等の開放系使用等の指針について、上記の実施要領も踏まえつつ検討を行うため、微生物等によるヒト及び主要な動植物などに対する影響等について知見のある有識者からなるワーキンググループを化学・バイオ部会組換えDNA技術小委員会の下に設置することとする。

(参考1) 産業構造審議会 化学・バイオ部会組織 改正案



(参考2) 産業構造審議会運営規定

(ワーキンググループ等)

第15条 小委員会等は、その議決をもって、特定の事項を調査させるため、ワーキンググループその他の機関(以下「WG等」という。)を置くことができる。

2 WG等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、小委員長等が指名する。

3 WG等に座長を置き、当該WG等に属する委員及び臨時委員(以下「当該WGに属する委員等」という。)の互選で選出される者又は当該WG等に属する委員等のうちから小委員長等の指名する者がこれにあたる。

4 座長は、当該WG等の事務を掌理する。

5 座長に事故があるときは、当該WG等に属する委員等のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 WG等は、当該WG等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

7 WG等の議事は、当該WG等に属する委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

8 WG等の議決は、座長が当該WG等に属する委員である場合に限り、小委員長等の同意を得て、小委員会等の議決とすることができる。

(審議会の公開)

第4条 審議会は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。